

Q59

元本1,000万円を超える貯金等や保険対象外の貯金等は一切戻ってこないのですか。

Ans.

- ① 「第1部 貯金保険制度の概要 3 (3) 付保貯金以外の貯金等の取扱い」の項(11ページ)を参照してください。
- ② 外貨貯金を除く保険対象外の貯金等とその利息等は、貯金保険機構による貯金等債権の買取りの対象とはなりません。これらを保有している場合は、貯金者自らが破綻農水産業協同組合の一般債権者として倒産手続に参加し、弁済金・配当金を受け取ることになります。
 なお、概算払の対象となる貯金等でありながら概算払の請求がされなかった貯金等債権については、倒産手続(破産・民事再生)上、貯金保険機構が貯金者表を提出し貯金者の代理人となります。

Q60

概算払を受けるにはどのような手続が必要ですか。

Ans.

- ① 概算払を行う場合、貯金保険機構は、概算払率について農林水産大臣、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けた後、買取期間、買取場所、支払方法等を定め、公告します。
- ② 概算払に当たっては、まず貯金保険機構が概算払対象の貯金者に「貯金等債権買取請求書」等の関係書類を郵送します。貯金者が買取りを請求する場合には、この請求書に所定の事項を記入し、本人確認資料(戸籍謄本・抄本、印鑑証明書等)を添付のうえ、貯金保険機構に提出するといった手続が必要となります。
 また、貯金保険機構が概算払の実施を農水産業協同組合に委託した場合には、当該農水産業協同組合の窓口で手続を行うことになります。